

長建協発第493号
平成24年2月17日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

中央労働災害防止協会が実施する除染等業務特別教育について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「東日本大震災で生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（除染電離則）が平成24年1月1日に施行され、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域で除染等業務を行う事業の事業者は、除染等業務に労働者を就かせるときは、労働者へ特別教育を実施することとされました。

つきましては、この度、除染等業務特別教育講習会の開催について、全建を通じ中央労働災害防止協会より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、同講習会に係るお問い合わせ・申込先につきましては、同災害防止協会各サービスセンター（別添をご参照願います。）となりますことを申し添えます。

☆ 中央労働災害防止協会ホームページ

<http://www.jisha.or.jp>